

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 瑞 邦 会

く お ん 苑 通 所 介 護 事 業 所
(介 護 予 防)

くおん苑通所介護事業所（介護予防）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人瑞邦会が開設するくおん苑通所介護事業所（以下「くおん苑通所介護事業所」という。）が行う介護予防通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護予防通所介護事業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防通所介護事業を提供することを目的とする。

（介護予防・日常生活支援総合事業の際の読み替え）

第2条 利用者の保険者である我孫子市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合においては、本規程に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス（次項において「介護予防通所介護相当サービス」という。）」と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防通所介護相当サービスに係る法第115条の45の3第1項の指定を我孫子市から受けていない場合は、前項の読み替えは行わない。

（運営の方針）

第3条 事業所の介護予防通所介護従業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 くおん苑通所介護事業所

2 所在地 我孫子市日秀208番地（特別養護老人ホーム久遠苑 1F）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容を次の通りとする。

(1) 管理者 1名

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、事業所の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて専従）

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(3) 看護職員 1名以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

(4) 介護職員 3名以上（利用者の数が15人までは1人以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置）

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に定める者のほか、事業所の運営上必要な職員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月1日を除く。

営業時間 午前8時00分から午後6時30分までとする。サービス提供時間は午前9時30分から午後5時00分までとする。

（緊急を要する場合等については、適宜対応することとする。）

(指定介護予防通所介護事業の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は通所介護事業も含めて1日30名とする。

(指定介護予防通所介護の内容)

第8条 指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴サービス

三 送迎サービス

四 アクティビティの実施

(指定介護予防通所介護の利用料等及び支払の方法)

第9条 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、我孫子市が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 食事の提供に関する費用
- 4 オムツ代
- 5 1から4以外、通所介護のサービス提供のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用でその利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、柏市・我孫子市の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービス提供を受ける際、事故防止の為機能訓練室及び機能訓練器具等の利用にあたっては職員の指示のもと行うこととし、また食事・入浴・レクリエーションの時間及び器具の取り扱いについても同様とする。

(緊急時における対応)

第12条 介護予防通所介護従業者は、指定介護予防通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 1 消化、通報及び避難訓練（年2回）
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備
- 3 従業者の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び介護予防通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、介護予防通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、介護予防通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

第16条 介護予防通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、介護予防通所介護従業者であった者に、業務上知得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、介護予防通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護予防通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第17条 管理者は、提供した指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第19条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 権利擁護委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従

業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。

(4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、介護予防通所介護従業者等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を調整する。

1 採用時研修 採用後3ヶ月以内

2 継続研修 年2回

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金出納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人瑞邦会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日 より施行する。

平成20年 1月23日 一部改訂

平成20年 5月15日 一部改訂

平成23年 1月 1日 一部改訂

平成24年 4月 1日 一部改訂

平成28年 4月 1日 一部改訂

平成29年11月22日 一部改訂

令和 2年 2月12日 一部改訂

令和 6年 2月 1日 一部改訂

令和 7年 4月 1日 一部改訂